

<b>交渉情報</b>	<b>NO.100</b>	日本郵便(株) 信越支社 総務・人事部
JP労組 信越地方本部	2015年7月2日	添付資料:1枚

## 2015年度9月期における高齢勧奨退職の実施について

(中央交渉情報共通 第2号 2015年7月2日関連)

日本郵便信越支社人事部は、本日(7月2日)「2015年度9月期における高齢勧奨退職の実施」について地方本部に説明してきました。

選考対象者、退職者の承認、実施日、周知・勧奨期間及申出期間及び優遇措置等の詳細については中央本部情報並びに添付支社資料を参照してください。

### 1. 実施日

2015年 9月30日(水)

### 2. 周知・勧奨期間及び申出期限(予定)

2015年7月2日(木)から7月24日(金)

本人からの申出期限も7月24日(金)となります

なお、今回は新人事給与制度へ移行後初めての勧奨退職の実施となることから、退職に伴う優遇措置の退職手当額は、次の算式を適用する。

### 退職手当額

**＝退職日退職手当ポイント×退職事由別・勤続期間別支給乗率×ポイント単価(100円)**  
**(勧奨退職の支給乗率は、従来の勧奨退職手当と同様の調整ができるよう採用年齢及び退職時年齢別に設定されており、ポータルサイトの規定ナビで確認することができます)**

また、退職手当の算定については会社統合前の扱いとして、旧郵便局会社は共通事務集約センターで算定、旧郵便事業会社は共通事務集約局で算定していましたが、会社統合により共通事務集約センターですべて算定を行っており、勧奨退職に係る退職手当の算定(計算)についても、勧奨退職希望者が自局の総務部の給与担当または管理者を通じて、共通事務集約センターへ照会をすることで確認できるとしています。

支部では、退職日の満年齢50歳以上の組合員への周知をお願いします。